

小林多喜二と雨宮庸蔵——「中央公論」掲載をめぐる

尾西康充

1

「党生活者」は小林多喜二が虐殺された直後、「中央公論」第四八年第四、五号（一九三三年四、五月）に、「転換時代」とタイトルが変更されて分載された。戦後になって貴司山治は、編集担当者であった中村恵と面会し、掲載当時のいきさつを取材している。中村は中央公論社に一九三二年一月に入社し、三七年四月に退社する。⁽¹⁾ 貴司の取材を受けたときは、慶応大学出版会に勤務していた。

……出版部にいる中村恵君をよび出し、近所のすしやの二階で田中、勝本、自分ら四人で夜に入るまで話している。七年の初夏ごろ、有楽町の塩瀬で二度あい、「党生活者」執筆、文芸時評（二回）執筆等を依頼した。当時の中央公論はナルプ系の左翼雑誌を支持する方針でいた。最初小林との連絡をしてくれたのは間宮茂輔君であった。当時間宮君は全協の仕事をしていた。八月下旬に、党生活者の原稿は二度にわけて郵送してきた。原稿に題号はなく、あとでハガキでしらせてきた。原稿料のことで電話をかけてよこしたこともある。……題名をかえて発表することについては、立

野と貴司の二人にきてもらい協議の上、貴司が「転換時代」と命名した。その時、発表の際、「党生活者」という題名が検閲等でどうしても困るといふ時は、かえてくれという本人の意向を自分からもらっていた。（手紙でそういう申入れをうけたように思う）等々。⁽²⁾

（一九四九年四月一八日貴司日記）

取材当時の貴司は、蔵原惟人や手塚英孝たちとともに多喜二著作刊行会のメンバーとして、多喜二の遺稿や年譜を整理していた。「転換時代」というタイトルは貴司による命名であった。中村との面会には、「一九二八年三月十五日」自筆原稿を、特高警察による家宅捜索や米軍による空襲による焼失からまもった勝本清一郎も同席していた。

貴司日記によれば、中村が多喜二と直接会ったのは「七年の初夏ごろ」であったとされる。同年三月二四日から日本プロレタリア文化連盟（コップ）中央協議会および加盟団体に対する大弾圧がはじまり、多喜二は宮本顕治とともに四月上旬地下に潜ることになる。中村と会ったときには、非法法の生活を送る立場にあった。ここで注意を払いたいのは、初夏の期間を、辞書による一般的な説明に従って五月から

六月にかけてとすれば、このときの「中央公論」編集長は雨宮庸蔵であった。雨宮は同年六月二一日付で出版部長に転じる。多喜二に執筆を依頼せよという指示を、他部署へ転勤する前に、中村に出しておいたのだろう。⁽³⁾

「党生活者」掲載が作者の死後になってしまったのは、島村輝氏によれば、中村が三二年九月本社特派員として中国東北部へ派遣され、翌三三年一月まで同地に滞在していた事情があつたのではないかという。多喜二虐殺の報を受けた中村が「驚愕するとともに、特派員として編集を離れていたため、発表を間に合わせる事ができなかった」とを悔やみ、編集部に働きかけて直ちに本誌掲載を決めたに違いないと推定する。⁽⁴⁾

「転換時代」掲載時の「中央公論」編集長は、雨宮より半年遅れの二八年一月に中央公論に入社した荒川竹志であった。『中央公論社の八十年』によれば、一九三三年四月一日付の人事として「荒川竹志、中央公論編集長から整理部へ移る。整理部長に松原有義、『中央公論』の編集実務は松本篤造、佐藤観次郎両主任が交代で行なう」とされている。⁽⁵⁾ 多喜二の原稿の扱いが原因であつたかどうかは不明だが、荒川の場合は明らかな降格人事で、わずか八カ月弱で編集長の任を解かれていたのである。

「党生活者」掲載をめぐる中央公論社の対応はもとより、「不在地主」掲載に踏み切つた「中央公論」編集部との判断など、作品と編集者の関係には説明すべきところが多々ある。そこで本稿では、「満洲事変から日華事変と拡大してゆく戦争下での、言論の次第に不自由になりつつゆく逆境のなかで、もつとも充実した内容の雑誌と書籍をつくり

つづけた⁽⁶⁾」と評価される雨宮庸蔵を中心に論じてみたい。

2

一九〇三年、山梨県南巨摩郡鵜沢町（現富士川町）に生まれた雨宮は、二八年九月に中央公論社に入社する。嶋中雄作が社長に就任して最初に採用した社員であつた。早稲田大学文学部哲学科の先輩である嶋中から最も信頼された編集者で、嶋中の右腕として大いに活躍した。出版部長時代には、『谷崎潤一郎訳源氏物語』の出版企画を進め、山田孝雄に校閲を依頼するとともに、皇室に関する部分の削除を決定した。三七年一月、「中央公論」編集長に復帰してからは、石川達三「生きてゐる兵隊」筆禍事件（一九三八年）が発生し、その責任をとって退社、禁錮四ヶ月、執行猶予三年の刑を受けた。

九〇歳をこえてなお健在であつた雨宮が自分で吹き込んだテープを、小樽文学館の玉川薫氏が活字に起こした記録がある。『小林多喜二の肖像』2（一九九九年二月、小樽文学舎）に収録された「雨宮庸蔵氏談話」である。このなかには、「不在地主」掲載時の興味深いエピソードが紹介されている。

当時、まだ新米の編集者であつた雨宮は、「中央公論」はつねに「時代の先取り」を実現する雑誌でなければならないという信念にもとづいて、誌面を刷新しようと考えていた。そこで時代の脚光を浴びていたプロレタリア小説に目を向けてみたところ、「取り上げる値打ちのあるものは二つしかない」——徳永直と小林多喜二——と思われた。しかし徳永の場合、長篇「太陽のない町」を執筆する際に、それまで

「持ち合わせていた材料」をほとんど使ってしまい、さらに小説を書くには「そのときの残りの材料を漁って短篇でも書くよりほかはない」——但し徳永の小説「能率委員会」は、「不在地主」掲載より四年も早い「中央公論」第四四年一〇号（二九年一〇月）に発表されていた——そこで多喜二が選ばれたのだが、多喜二を抜擢するに際して、雨宮には「二つの標準」があったという。

雨宮による「標準」の第一は、多喜二は単なるプロレタリア作家ではなく、もともと志賀直哉を理想とするような作家志望であったことである。雨宮の眼に映った多喜二は、「たまたま貧乏であったために、プロレタリア小説というものにこだわっている」だけで、「作家としてともかく大成しようという野心に燃えている」と思われたのである。そして「標準」の第二は、「彼が決して共産党員ではないということを確認した」ことであった。⁽⁷⁾ 事実、多喜二が日本共産党に入党したのは、三一年一〇月とされるので、「不在地主」執筆時はまだ党員ではなかった。雨宮はさらにつきぎのように証言している。

共産党員であれば、私はいかに彼が作家志望の念願を燃やしている人であったとしても、中央公論で大々的に採用するというようなことはしませんでした。何故ならば彼の小説を取った場合に、中央公論としてはこれに対して原稿料を払うわけでありますが、もし共産党員であるならば、小林君に渡った原稿料はあるいはそのまま共産党の方に流れるかもしれない。そうしたようなことになりますと、中央公論は共産党のシンパであるというような誤解を受けることになります。⁽⁸⁾

一九二八年に治安維持法が改悪され、目的遂行罪が適用されるようになると、共産主義運動への資金提供者にまで取締の範囲が広がられていた。雨宮はそのことを念頭においていたと思われるが、編集部には強い反対意見があった。木佐木勝編集長は、谷崎潤一郎の小説「三人法師」後半の原稿が届くことになっているので、谷崎の小説をもって長篇創作欄を飾ることを考えていた。雨宮によれば、木佐木の方針は「当然」のことで、谷崎の小説に「編集長たちが執着を燃やすということは、中央公論の伝統としては王道」であった。しかし雨宮は編集会議の席上、多喜二の小説は「作品としてはあるいは一般の興味を引くようなことは出来ない」かもしれないが、「時代の先取りをするという意味においてはこうした題材も仕方ない」ので、「これは一応目をつむって」もらうしかない主張した。雨宮としては、多喜二が「労働者、農民、資本家、地主」を描いた場合、「その普遍的な人間性というものがしつかり据えられて、それが極めて正確な正しい表現をもって文章にされるかどうか、さらにその文章は願わくは美しい文章でなければならぬ」。もし「これが十分に出来ていない」ようであったならば、「作品としての値打ちはない」のだから「やめるよりほかはない」という覚悟を持っていた。⁽⁹⁾

このような雨宮の提案を受けた嶋中は、「よし、ひとつやってみようじゃないか」と発言した。しかしそれを聞いた木佐木勝編集長は「びっくり」し、「普段からの思いも鬱積していた」ためか、「それはまるでアクロバット編集である」と反論した。すると嶋中社長は「まったく怒ってしまい」、「握り拳を握って、よし、それなら雨宮君を編

集長にする」と断言したという¹⁾。雨宮の回想によれば、この場は一応収まったように記述されているが、『中央公論社の八十年』によれば、同二九年七月に「木佐木勝、中央公論編集長辞任、雨宮庸蔵、中央公論編集長に就任」とある²⁾。この人事からは、嶋中がいかに雨宮を信頼し、雨宮がその信頼に応える實力を持っていたのかが分かる。

この頃の木佐木は、出社する気力さえ失っていた。というのも、創業者である麻田家に代わって嶋中が中央公論社の株を取得し、オーナーの地位に就いたことに嫌気がさしていたからである。木佐木の日記には、「文芸作品を取扱う商業誌」は「時たま新興プロレタリア派の作品を載せることもあるが、二、三の作家を除いて掘り出しものが少ないのは、編集者に新時代の瀧田樗陰が生まれなかったためではないか。表面に現れた作家を追うだけでなく、作家を育成して新文学を盛り上げていく努力と根気に欠けているようだ」と書かれている³⁾。この記述を読めば、木佐木はプロレタリア文学の掲載そのものに反対していたように思えない。むしろ歓迎していたようにみえる。嶋中の「販売第一主義の編集の百貨店方式」⁴⁾に対して違和感を抱いていたのである。

一九二九年の「中央公論」創作欄は、四月号から連載がはじまった島崎藤村「夜明け前」をはじめ、室生犀星や永井荷風、小杉天外、長与善郎、佐藤春夫、坪内逍遙、徳田秋声、豊島與志雄といった、既成文壇の大家と目される小説家の作品が目立つ。結局「不在地主」は、一九二九年十一月の創作欄を占めることになったのである。

3

雨宮は一九二九年七月に「中央公論」編集長に就任する。雨宮と多喜二とは同年齢、「不在地主」発表時とともに二六歳の若さであった。「中央公論」に作品が掲載されることによって、多喜二は同時代を代表する小説家として広く認められるとともに、支給された原稿料の半分（二五〇円）を使って父親末松の墓を小樽奥沢墓地に建立することができたのである。

しかし掲載に当たっては、作者に無断で、第一二〜一五章までの約四〇枚が削除された。雨宮から執筆依頼があったときには、多喜二は「雨宮に「その、恐らく前例のない「破格」な御好意に対して、将して、私のようなものが、価いするか、どうか。勿論死力を尽くしても、立派なものを作り、「中央公論の破格」さに対して恥かしくないものにした」。私の「良心的」な立場としても、私の「責任」としても、中央公論の立場としても、厳密に、それに価いしないものであったら、私はその作品を百度でも改作するか、投げ捨てる積りです」と送信していた（一九二九年七月一日付書簡）。しかし大幅に削除された掲載誌をみた多喜二は落胆する。雨宮への書簡のなかで「作者の気持も、（削除された時の）考えて頂きたく思います」と不満を述べ、「中央公論」次号に削除部分を掲載するか、あるいは「戦旗」に掲載するので、その部分の原稿を蔵原惟人に送ってほしいと依頼している（二九年一月二四日、一〇月付書簡）。実際に、それは「戦い」と題されて「戦旗」第二巻第一二号（二九年十二月）に掲載されることになった。

このときのいきさつを、再び「雨宮庸蔵氏談話」に戻って検証してみよう。雨宮は「不在地主」の原稿に目を通したとき、「やはり私が懸念したように、いろいろのことを述べたあとで、最後の締めくくりに文章は、結局争議ということに持って行って行つてある」。左翼関係の人たちが「そういうことを言わずにはおれない」のは、「私たちから見れば大人気ないことだ」と思われるが、「それは仕方ないこと」である。しかし「不在地主」を検閲官がどのように読むかを、編集者として危惧していたという。¹⁰⁵

私が見たところでは、小林君の争議に関する部分は、別にそれ自体としてはなんら差し支えがないものだと思うのであります。が、この色々と書いてきた後に争議を持つてくる。そしてそれを検閲官はどのように受け取るか、これがもし一種の革命ののろしというようなことにとられると、これは大変であります。この辺の兼合をいっただいどうにしたものでいいか、それが編集者としての実は悩みであります。¹⁰⁶

結局、雨宮は「とにかく検閲官が革命の烽火と見るような見方をされてはたまらないから、一応これは全部削除する」という方針を採った。「不在地主」を掲載してみると、「とにかく中央公論はここまでやったかということで、世の中では言論界がこれを刮目して見ましたし、今後の中央公論の行き方に対しまして皆目を張つて見るようになった」のである。¹⁰⁷

「不在地主」は、「中央公論」の声名を上げることに一役買った。

しかし多喜二としては、作品を通して「革命の烽火」を上げることが狙つて書いたわけであるから、それを全面的に削除されてしまつては、まったく本意であつた。多喜二は雨宮に対して「若し発禁のおそれがあるならば、「内検閲」でも受けて、そうすることも出来ないでしょうか」（前掲一九二九年一〇月二四日付書簡）と詰め寄つていた。信頼が損なわれたことの腹立たしさから、通常の手順とは異なる事前検閲でも構わない——作家の側から検閲を求めるのは、本来言論の自由に反する行為なのだが、編集者に裏切られるよりもその方がマシである——とまで思い詰めていたのである。

「雨宮庸蔵氏談話」には、「不在地主」掲載後に、多喜二が中央公論社に雨宮を訪ねたときのエピソードが記されている。雨宮によれば、多喜二は、削除が残念であつたと述べたうえで、削除された部分を「戦旗」に掲載したい。しかしその部分の原稿料はすでに支払われている。作品の権利は中央公論社にあるといえるのだが、今のままでは作者として本意なので、他誌への掲載と削除部分の原稿料を借りさせてほしいという要望を伝えた。雨宮は多喜二の申し出をすぐに承諾し、「戦旗」編集部員が来れば、原稿を渡すと約束した。¹⁰⁸

だから、だけでもせっかくく上京されたことですし、飯でも一緒にどうですか、いやいやそれは急ぎますから、ありがたいが失礼します。お茶でもどうですか、といったら、それも、とても急いでいますから失礼します。ただ、私は、私を採り上げてくださつたことへのお礼の挨拶と、それから削除された部分を拝借できるかどうかということで実はお伺いしたわけですから、それがもう

用件が達せられましたら私はすぐ帰ります、というようなことで、非常にわたしは残念でしたけれども、少しぐらい話をしたいと思っただけでも、彼は急いで帰りました。¹⁰

ここには多喜二の生真面目さが表れているように思われる。しかしこの頃の多喜二は、実際気持ちに余裕のない状態であった。勤務していた北海道拓殖銀行では、九月二九日、調査係から出納係に左遷される。さらに一月一六日、「左傾思想ヲ抱キ「蟹工船」一九二八年三月一五日」「不在地主」等ノ文芸書刊行ノ書中当行名明示等言語道断ノ所為アリシニ因ル」という「書籍発行銀行攻撃」の理由で依願解職（論旨）されてしまうのである。多喜二は、雨宮の前では「大きな新聞広告を見て何か自分が大家になったような錯覚を起こしました」といつて笑っていたようだが、その代償は極めて大きなものであった。

4

雨宮には、『偲ぶ草—ジャーナリスト六十年』（一九八八年一月、中央公論社）という回想録がある。同書には『中央公論』と『改造』（初出は「中央公論」第九〇年第一号、一九七五年十一月）という一文が収録されている。瀧田樗陰の「中央公論」は、大正デモクラシーの花形思想家となった吉野作造を起用し、「第一次世界大戦前後を黄金時代」にすることができた。¹¹しかし大戦後の金融独占資本主義の発展、労働争議の頻発を背景に、ロシア革命の成功が伝わると、マル

クス主義思想の浸透が目立つようになる。山本実彦の「改造」は治安当局の弾圧を恐れず、労農派を中心とする執筆者に誌面を提供し、発行部数を増加させていた。そこで雨宮は「脱大正デモクラシー」の路線に立ち、「改造」に対抗しようと試みた。雨宮によれば、「人格的自由の完全な実施をめざすデモクラシー、今にして思えば人類主義さえ展望されるデモクラシーは、『中央公論』の生命として、これを堅持する決意は不転であつても、時代的方便として制約された大正デモクラシーは、一応見送らねばならぬ」と考えたのである。¹²

雨宮は「『文芸戦線』の数千部に対し『戦旗』二万数千部の上昇」に着目し、「『戦旗』の二つの新星、小林多喜二と徳永直とを印象的に登場させ、商品価値ありとみれば『文芸戦線』派にも誌面を割いた」という。¹³雨宮には、作品そのものよりも、雑誌の売り上げをいかに伸ばすかという観点からの冷徹な読みがあった。「当時は思想的にも風俗的にも、発禁すれすれの編集線が、雑誌を商業ベースにのせるラインだった。心底はリベリズムでも自らそこには編集左翼が形づくられた」のであった。¹⁴雨宮は、自分はリベリストであつてマルキストでは決まないと何度も断っている。リベリストとしての良識を一貫して持っていたとはいえるが、共産主義思想と親しい関係にあつたとは決していえないのである。

もちろん主力は藤村・潤一郎・秋声・正宗等々で、これらに伍してのプロ作品の掲載は芸苑の花園を荒す観なしとはしなかった。絵画でいえば描くより塗る趣きを脱しきれぬプロ作品は未熟だし、荷風・浩二・犀星などにみる人間臭さを否定するといった

人間不在の作品は文学ではないからだ。多喜二などは志賀直哉のきびしい小説作法に、いかにして達し得るかに悩んでいたが、菊池寛は「きみ、プロ作品なんか文学ではないよ」とも放言していた。

にも拘わらずプロ作品に積極的に門戸を開いたのは、誌面に尖鋭さの加わること、不況と労資対立の社会を反映した内容が時代の求めに答えていること、いわゆるブルジョワ作家の稿料平均八円に対し三円程度で採算上有利であったこと、これに付随して既成作家の再評価と清算が試みられたこと、による。

雨宮の冷徹な計算は原稿料でもみられた。削除部分を含めて「不在地主」の原稿料五〇〇円が約二〇〇枚分であったとすれば、多喜二本人の感懐とは裏腹に、一枚につき二円五〇銭程度の稿料しかもらっていなかったことになる。多喜二は新進プロレタリア作家であったので、掲載してもらえただけで諒としなければいけないのかもしれないが、相当安かったことだけはたしかである。ちなみに「中央公論」では、関東大震災前から原稿料は据え置きにされ、一枚につき最高一〇円から最低五円までが基本であった。宮島資夫は五円、永井荷風は一〇円支払われていた。

だが、やはりここで問題となるのは商業主義である。雨宮自身はリベラリストであったと自負しているが、社会的な不平等の是正や自由の伸張といったテーマに共感してプロレタリア文学作品が掲載されていたわけではない。世論を適正な方向に導こうとするジャーナリストの良心よりも、販売部数の拡大に重きがおかれていたために、プロレ

タリア文学のブームが去ろうとするや否や、それに見向きもしなくなるのであった。

一九四一年から「中央公論」編集長を務めた畑中繁雄は、軍部の言論統制に抵抗し、四四年横浜事件に連座して退社した。畑中は「雑誌の経営が一個の企業として資本主義経済機構のうちに定着することによって頭をもちあげてきた、その営利主義がとびついていった自由のアトモスフィアは、およそ社会の次の体制にまで生一本でつきぬけてゆくような、まさに一貫した自由の精神などはかなり縁遠いものであることだけは明白である」と厳しく指摘している。

5

「中央公論」と「改造」は、この時代のライバル誌であった。円本ブームによって経営基盤を確立した「改造」は、「中央公論」より三〇銭安い五〇銭で販売することができた。無産主義運動の伸張にあわせ、競うようにしてプロレタリア小説を掲載するようになった。しかし両誌とも検閲を恐れて、誌面を思い通りに編集することができず、不況のために売上部数も伸びず、返本されてくる割合が上昇していた。取り締まる側の目には、両誌がどのように映っていたのかを、内務省警保局図書課がまとめた『出版警察概観』を引用してみよう。

【一九三〇年度】

改造

民主主義的社会主义運動の勃興時代大正八年四月三日に創刊さ

れた、左翼的理論雑誌であるが資本的に発達すると同時に、営利化し、左翼的色彩は薄くなつたが、左翼運動の理論家作家の論文、文芸作品が毎号掲載される。毎月発行十一月号には河上肇博士の第二貧乏物語を付録として発行した。取締は禁止が一回もなく安寧注意処分を七月号及び十二月号が受けて居る。

中央公論

前記改造と競争的立場にある評論雑誌で左翼寄稿家の顔触は双方殆んど一致して居る。改造が非常に取締を恐れた編輯を行ひ注意少きに反し、本誌は稍注意が多く、三月（安寧秩序）四月（安寧秩序）五月（安寧秩序）六月（風俗）十一月（安寧秩序）十二月（安寧秩序）の六回受けてゐる。禁止は無い。²⁸

従来は「改造」は急進的な思想路線を採つて処分を受けることが多かった。しかしこの時期になると、経営を安定させていた「改造」が「非常に取締を恐れた編輯」をおこなつていたのに対し、巻き返しを図ろうとした「中央公論」は「稍注意が多」と指摘されている。この時期の「改造」は「昔の反逆精神を失つてしまった」。「少なくとも戦う姿勢からそれを回避する姿勢へと転換」していたといえる。但し「発禁の危機を避けて通る姿勢」をとっていたのは両誌とも同じで、そこにジャーナリズムにとって「転落の危機が胚胎」していた。²⁹ それでもなお、注意や禁止処分を受けながらも、両誌とも共産主義に関する論説を掲載している。しかし一九三三年度に入ると、その傾向が変化した。

【一九三三年度】

両誌は何れも我が評論雑誌の双璧を飾るものなるが従来は自由主義を標榜しつつも、其の論壇は左翼評論家に依り独占せられた観ありたるが、フアシズムの潮流と佐野鍋山の没落に依り今や自由主義者に依りて論壇はおき代へられつつあるの観がある。マルクス死後五十年記念論文、瀧川教授罷免に関する賛否論、佐野鍋山の転向批判論等が最も両誌の傾向を見るに於て興味あるものと思はれるので之により両誌の傾向の一斑を窺ふこととする。マルクス死後五十年が恰度本年に当るので、マルクス主義華かなりし時期ならば、恐らく其の記念論文が雑誌界を賑はしたものと思はれる。然るに僅かに其の記念論文は普通理論雑誌に於ては「改造」と「中央公論」に於て見られるに過ぎない。而も「中央公論」に於て平野義太郎が「マルキシズムの為の闘争五十年」を執筆せるのみ、又「改造」に於ては、「マルクスの死後五十年」と題し反マルクス主義者小泉信三に巻頭論文を掲載せしめ、石濱知行、山川均、向坂逸郎の論文を併せのせている。次に瀧川教授罷免問題に関する議論を見るに「改造」、「中央公論」を初め普通理論雑誌に於ては文部省の強権的態度を非難する論が圧倒的優勢を占め、自由主義的傾向が極めて強大なるを思はしめる。更に佐野鍋山の転向問題の批判を見るに、「改造」「中央公論」は「経済往来」が右翼主義者に依り批判を為さしめてゐるに反し、両誌は社会大衆系の批判を掲げしめてゐる点に於て尚左翼的傾向を示してゐるが、併し何れも転向に賛成の意を述べてゐる。

以上の例に依りて、大体両雑誌の編輯方針、及其の傾向の奈辺

に向ひつゝあるかが窺はれる。「中央公論」は八月が禁止せられた。鍋山貞親の執筆せる「右翼運動に於ける小ブルジョア氾濫」田中清玄の執筆せる「獄窓通信」に因る。「改造」は十一月号が禁止せられた。不敬記事及直接行動の肯定に因る。⁽³⁰⁾

多喜二虐殺はこの年の二月二〇日に生じた。佐野学・鍋山貞親の転向声明に続く大量転向の時期に入ると、ファシズムの風潮も強まってマルクス主義から自由主義へと両誌の編集方針は次第に軸足をずらしていく。この傾向は翌三四年になると決定的になり、「マルキシズムは普通論壇から其の影を薄くした」⁽³¹⁾のであった。

6

最後にもう一度、「党生活者」に戻ってみよう。雨宮庸蔵は「党生活者」掲載時には、すでに「中央公論」編集長ではなかったが、「雨宮庸蔵氏談話」には、つぎのような記述がある。

この人がずっと戦中も無事に通つて戦後まで生き延びられていたとすれば、もはやプロレタリア作家というような妙な名前はつけられないで、恐らく名前をつけられれば社会派の作家というような立場において活躍されたんじゃないかと思われまます。まあ、志賀直哉さんの域にまで登れないとしても、とにかく相当の作家として名を残したのではないかと思ひまして、本当に残念でなりませんでした。⁽³²⁾

「雨宮庸蔵氏談話」や『徳ぶ草』にみられる証言は、いずれも多喜二の時代から長い時間を経過した後になされたものばかりなので、それらの発言をそのまま信用することはできない面がある。しかし雨宮はおそらく、多喜二が弾圧を逃れて地下に潜伏していたこと自体は知っていたかもしれないが日本共産党員であったことは明確には知らなかったのではないか。「プロレタリア文化」や「プロレタリア演劇」などの追悼号には多喜二が『党員作家』であったことが明言されている。しかしそれらと同じ系統の雑誌はすべて発売頒布禁止処分を受けていたので、「中央公論」編集部は知らなかった可能性が高い。あるいは知らないふりをしていたのかもしれない。「転換時代」は「中央公論」の誌面を二号にわたって飾り、衆目を集めることになったが、夥しい伏字と削除のおかげで、内務省警保局図書課からは何のお咎めもなかった。

『小林多喜二全集』第七卷（新日本出版社）には、編集担当の中村恵に宛てた多喜二の書簡が六通収録されている。そのなかの一通（一九三二年八月下旬）には「枚数が超過しましたが、是非二回に切らずに御掲載下さい」、「小説の題は、内容から云つても「党生活者」というのが一番ふさわしく思うのですが、どうしてもこの題が悪いのなら、月末まで考えさせて下さい」、「今までのプロレタリア小説の型から抜け出ようと、努力してみた作品です。今迄の私の一列の作品から見ても、私はこの作品の成果を特に注目しています。単なる失敗をおそれずに書いたものです」とある。これらの言葉は、小説執筆時の多喜二の心境を知る重要な手がかりである。

このような多喜二の意欲的な姿勢に対して、多喜二没後に、冷ややかな言葉を浴びせたのが徳永直であった。一九三二年に入った頃から、創作方法をめぐって徳永と多喜二の間では意見の相違が目立つようになっていた。「中央公論」第四七年第三号（一九三二年三月）に発表された論文「プロレタリア文学の一方方向」のなかで、徳永は蔵原惟人の唯物弁証法的創作方法を批判し、読者大衆からの支持を集めるような「プロレタリア大衆向長篇小説」の創作を提唱していた。それを一読した多喜二は、徳永が「その危険な見解を中央公論のやうな場面で発表」したことに苛立たしさを感じ、さらにそれが「既に一定の社会的影響を持つ」たことに激怒していた（「文学の党派性」確立のために、「新潮」第二九年第四号、三二年四月）。このようないきさつが背景にあったために、徳永の言葉は一層冷ややかなものになっていた。

いつか小林多喜二がぼくに——吾々もきつと小説を変名で発表しなければならぬ時代がくるだらう——と云ったことがあるが、その彼が、非合法に身をしづめた後も、本名で「小説」を発表したのをみたとき、商品経済の鉄則といったやうなものをしみじみと感じた。すぐれた作品——「転換時代」——も「小林多喜二」の署名がなかつたら、商品とはなり得なかつたであらうから……。（「プロレタリア作家の経済生活」、「新潮」第三〇年第五号、一九三三年五月）

右のような徳永の言葉には、多喜二をはじめとする作家同盟指導部

に対する不満が感じられる。徳永によれば、硬直した運動方針によってプロレタリア作家たちを窮地に追い込んでおきながら、多喜二自身は、商品価値のある「本名」を用いて商業誌から稿料を得ていたというのはいかなるものか、というのである。徳永の主張した「プロレタリア大衆向長篇小説」は、読者を拡大するだけでなく、作家に収入を与え、合法舞台での安定した執筆活動を約束させるものであった⁽³³⁾。

ところで、母親セキと弟三吾が住んでいた杉並区馬橋三丁目三七五番地の家は、凄惨な拷問の傷跡を残す多喜二の遺体に戻ってきた場所でもあった。この近くの四二五番地に住んでいたのが、秋田県平鹿郡横手町（現横手市）出身の作家石川達三であった。多喜二虐殺から五年後の一九三八年三月に「中央公論」に発表した小説「生きてゐる兵隊」が新聞紙法第四一条（安寧秩序紊乱）違反に問われて、発売頒布禁止処分を受ける。「反軍的内容をもった時局柄不穩当な作品」であったとされたために、軍法会議にかけられるかもしれないと脅され、達三は馬橋の家から警察官に連行された。そのとき達三の脳裡には多喜二虐殺の遺体写真が浮かび、多喜二のように自分も殺されるかもしれないという恐怖を抱いたのではなからうか――。

このとき中央公論社では、一九三七年一月から「中央公論」編集長に復帰していた雨宮が、筆禍事件の責任をとって退社を余儀なくされた。雨宮と達三はともに禁固四カ月、執行猶予三年の刑を受けることになる。このときの弁護士は片山哲・石川忠（達三の弟）、福田耕太郎の三名、控訴審において被告人弁護の証言をおこなったのは尾崎秀実であった。言論弾圧の歴史において、多喜二と達三をつなぐ糸として雨宮の名前を忘れてはならないだろう。

注

- (1) 『中央公論社の八〇年』（一九六五年一〇月、中央公論社、四〇九、四二六頁）
- (2) 『貴司山治全日記』DVD版（二〇一二年一月、不二出版）
- (3) 前掲（1）、四〇八頁。
- (4) 島村輝「小林多喜二研究と貴司山治の役割―当館所蔵資料を中心に」（日本近代文学館年誌「資料探索」第八号（二〇一三年三月、日本近代文学館、四八頁）
- (5) 前掲（1）と同書、四一〇頁。
- (6) 粕谷一希「雨宮庸蔵」（寺田博編『時代を創った編集者一〇一』、二〇〇三年八月、一〇四〜一〇五頁）
- (7) 「雨宮庸蔵氏談話」（『小林多喜二の肖像』2、一九九九年二月、小樽文学舎、二七頁）
- (8) 同右
- (9) 同右
- (10) 前掲（7）、二八頁。
- (11) 同右
- (12) 前掲（1）、三九九頁。
- (13) 木佐木勝『木佐木日記』第三卷（一九七六年七月、現代史出版会、四八頁）
- (14) 前掲（13）、一四三頁。
- (15) 前掲（7）、三〇頁。
- (16) 同右
- (17) 前掲（7）、三二頁。島村輝氏は「多喜二に原稿執筆を依頼する総合雑誌の側からの事情はどのようなものであったのか」という問題について、「不在地主」と掲載時期が重なった「工場細胞」（「改造」第二二巻第四〜六号、三〇年四〜六月）を取り上げて、両誌の特徴を比較検討している（「小林多喜二と「改造」―「工場細胞」から「地区の人々」まで」、紅野敏郎・日高昭二編『「改造」直筆原稿の研究』、二〇〇七年一〇月、雄松堂出版、一七八〜一八〇頁）。
- (18) 前掲（7）、三二頁。

- (19) 前掲（7）、三二頁。
- (20) 前掲（7）、三二頁。
- (21) 雨宮庸蔵『徳草―ジャーナリスト六十年』（一九八八年一月、中央公論社、五二五頁）
- (22) 同右、五三三頁。
- (23) 同右、五三七頁。
- (24) 同右、五三六頁。
- (25) 同右、五三七頁。
- (26) 前掲（13）、三二二頁。
- (27) 畑中繁雄『覚書 昭和出版弾圧小史』（一九六五年八月、図書新聞、二九七頁）
- (28) 『昭和五年度中に於ける出版警察概観』（内務省警保局、二二九〜二三〇頁、二三七〜三三九頁）
- (29) 前掲（13）、三八七頁。
- (30) 『昭和八年度中に於ける出版警察概観』（二五六〜二五七頁、二六五〜二六六頁）
- (31) 『昭和九年度中に於ける出版警察概観』（二三五頁、一三三九頁）
- (32) 前掲（7）、三三頁。
- (33) 島木圭太氏は、貴司山治の小説「子」（「改造」第一五巻第九号、一九三三年八月）のなかに、「明らかに、自己の身体の商品性に自覚的であった多喜二の姿」が描き出されたと指摘している（「組織論とリアリズム」、『リアリズムと身体―プロレタリア文学運動におけるイデオロギー』、二〇一三年七月、風間書院、二二二頁）。

付記

小林多喜二の本文は、新日本出版社版『小林多喜二全集』に拠っている。

（おにし やすみつ、三重大学人文学部教授